

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手稲区体育館電動カーテンほか保全業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	宏栄建設株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は手稲区体育館の競技室の電動カーテン及び排煙窓の稼働装置並びに西面外壁の排気口の保全を行うものである。 本業務の保全対象は足場を必要とする高所であるが、手稲区体育館で実施されている防水改修及びドレン管改修工事で設置した足場を利用又は一部組換えて作業することで、履行品質を確保しつつ、履行期間の短縮と経費の節減が見込める。 また、本業務の作業エリアと工事エリアが重複していることから、作業動線の交差による接触事故を防ぐための安全管理や工程管理が必要不可欠である。 以上より、改修工事を請け負っている上記業者を特命とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

決 定 日	令和6年9月9日
-------	----------